

○とういん市民活動支援センター運営委員会会則

(設置)

第1条 とういん市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の管理運営に対して助言・提案を行うため、とういん市民活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事務局をとういん市民活動支援センターに置く。

(目的)

第2条 運営委員会は、市民活動を、町民の理解と参画のもとに推進し、町民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すため、支援センターの円滑な運営に対して助言・提案を行うことを目的とする。

(事業への助言・提案)

第3条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次の助言・提案を行う。

- (1) 支援センター長期計画に関すること
- (2) 支援センター事業計画に関すること
- (3) 支援センター事業報告に関すること
- (4) 支援センター事業の企画立案及び実施に関すること
- (5) 支援センターの利用に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの運営に関すること

(委員)

第4条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成し、その定数は10名以内とする。

- (1) 分野ごとのボランティア・市民活動実践者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、運営委員会が適当と認めた者
- 2 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 運営委員が欠けた場合における後任の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 任期の途中より選任された者は、他の運営委員の任期と同日とする。

(役員)

第5条 運営委員会に、運営委員の互選により次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 1名
- 2 会長は、会務を総括し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 運営委員会の目的を達成するため、運営委員会のもとに部会を置く。

- 2 部会は、専門的事項について、支援センターが実施する事業に参画するとともに、必要に応じて、運営委員会に対し、意見を具申する。
- 3 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会ごとに別に定める。

(会議)

第7条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長に就く。

- 2 会議は、年度当初のほか会長が必要に応じて開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告・決算報告
 - (2) 会則の改廃
 - (3) 運営委員の選任
 - (4) 新規登録団体の承認に関する事
 - (5) 前各号に定めるもののほか、支援センターの運営に関して必要な事
- 3 会議は、運営委員の半数以上の出席により成立するものとする。ただし、やむを得ない場合は、委任状をもって出席に代えることができる。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(協議)

第8条 運営委員会は、支援センターの適切且つ円滑な運営を期するため、運営に関する重要事項は、東員町町民課など関係機関と協議する。

(会則の改正)

第9条 この会則は、委員定数の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この会則に定める運営委員会の運営委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成21年9月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月8日から施行する。